

追加の規制改革事項等(案)

1. 更なる規制改革事項

(i) 今回の国家戦略特区の区域指定に関連する規制改革事項 (搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例)

現在公道実証実験の枠組みで認められている搭乗型移動支援ロボットの歩道における通行について、過去の公道実証実験の実績を踏まえ、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定を受けた区域(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 2 条第 4 項に規定する先端的区域データ活用事業活動を実施する区域をいう。)においては、警察署長の個別の道路使用許可を不要とする特例措置を設けることについて検討し、2022 年の夏までに結論を得る。

(ロボットの自動走行等にも活用可能な3次元空間のデジタル基盤の構築)

世界的にも空間情報のデジタル化が進むなか、従来の都市開発プロジェクトや災害時の避難シミュレーション等への活用だけでなく、新たに、屋内外でのロボットの自動走行、ドローンの飛行ルートシミュレーションなど、新たなモビリティサービスにも活用可能なデジタル基盤として、3D 都市モデルを先駆的に整備する。このデジタル基盤をベースに新たなモビリティサービス等を提供するなど、「デジタルツイン」の具体化を図る。そのため必要となる3D 都市モデルの整備手法の効率化・高度化、3D 都市モデルを用いたモビリティサービス実装のための技術検証、民間が保有する BIM モデルと 3D 都市モデルの相互流通性を確保するための連携手法の確立、行政が行う都市計画基礎調査等のデータセットの項目や調査手法等の充実等について検討する。

(外国人創業活動支援に関する特例)

外国人による創業活動を支援するため、我が国での創業活動に係る入国・在留管理の取扱いについて検討し、2021 年度内を目途に結論を得る。

(研究開発推進のための施設整備に関する特例)

革新的な研究開発成果を実装した施設整備等のための国立大学法人の土地等の貸付に関する特例について検討し、2021 年度内を目途に所要の措置を講じる。

(財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例)

国家戦略特区の区域計画に定められた事業のために補助金等交付財産の目的外使用を行う際の承認手続きの特例措置を講じることについて検討し、2021 年度中に結論を得る。

(マイナンバーの利用範囲等の拡大)

マイナンバーについて、令和5年(2023 年)のマイナンバー法改正を含む必要な法案提出などの法令の整備に向け、スーパーシティに応募があった自治体のうち医療、交通分野等でのマイナンバーの利用や情報連携に関する規制改革提案があった全ての団体からヒアリングを実施するなど幅広く検討の俎上にのせ、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える。

(空飛ぶクルマの社会実装)

2020 年代半ばを目標とする空飛ぶクルマの先行的なモデル地区における社会実装に向けて、試験飛行等の許可制度を活用した実証実験等を推進するとともに、商用運航に必要な機体、運航、離着陸の場所等に関するルールの検討を進める。

(ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和)

一定の技術水準を満たすと確認された予測計算技術により予報業務を行う場合の気象予報士設置基準の緩和について検討を行い、速やかに結論を得て所要の措置を講ずる。

(ローカル5G の広域利用)

ローカル5G の広域利用について、2025 年頃に向けて検討を進めるとす

る当初の予定を大幅に前倒しし、2022年の可能な限り早い時期に検討を開始する。また、一部の地域において、現行制度上の実用局に対し悪影響がないこと等の条件を満たすという前提で、先行モデルとして、実験試験局免許による実験的なローカル5Gの広域利用を認めることについて申請があれば速やかに検討を行う。

(万博に関する仮設工作物等の設置に係る特例)

大阪・関西万博に関連して設置される仮設工作物について、当該仮設工作物が都市公園法第7条第1項各号に掲げる工作物等に該当し、都市公園法施行令の技術的基準に適合する場合であって、国家戦略特別区域会議において、当該仮設工作物による都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都市公園法第6条第1項又は第3項の規定に基づき、公園管理者が「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる」ものとして取り扱う対象になりうる旨、関係自治体に通知する。

大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置づけ、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第85条第6項の規定に基づき、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、関係自治体に通知する。

(新たな機能性表示食品の実現に向けた相談対応等)

アンチエイジングに関する新たな機能性表示食品の実現に向けて、医薬品的な効能効果の範囲にも留意しつつ、提案者から当該表示の妥当性や安全性についての科学的根拠に関する具体的情報の提示があることを前提として、消費者庁において適切に相談対応・助言等を行う。

(救急救命処置の先行的な実証)

重度傷病者の生命の危機を回避することを目的とした救急救命処置の

範囲の拡大について、全国的な実施に当たって更なる検討を要すると救急救命処置検討委員会で判断された処置(カテゴリーⅡ)を対象として、国家戦略特別区域において先行的な実証を実施し得るものを検討の上、同区域で先行的な実証を開始することについて 2022 年度中に一定の結論を得る。

(過疎地域等における貨客混載の実施に係るニーズの把握)

貨客混載の実施については、現在、一般乗合旅客自動車運送事業者は全国において、また、一般乗用旅客自動車運送事業者等は一部の過疎地域において認められているところ、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、その結果を踏まえて対応を検討し、2022 年度中に結論を得る。

(ii) その他の規制改革事項

(企業の農地取得特例)

養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても 2021 年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。

(農地の適切な利用を促進するための施策)

本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業を担う者の確保及び育成を図るとともに、農地の集積・集約化その他の農地の効率的かつ総合的な利用を促進するための改正法案を今通常国会に提出した。

また、農地所有適格法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策については、令和3年6月の閣議決定(※)を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。

(※)規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)

農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。(令和4年措置)

(「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等)

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続きを進めることを可能とするための改正法案を今通常国会に提出した。また、農業用施設の扱いについても、引き続き検討を行う。

(観光用照明と防災用アラートを兼ねる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化)

平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化について、2021年度内に所要の措置を講じる。

(水素導管に関する基準の明確化)

水素の社会実装に向けて、基準の明確化といった課題等についての検討を行うとともに、必要な規制の見直し等について今年度実施する調査研究結果を踏まえて、検討を加速化させる。

2. 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

(保険外併用療養の拡充に係る特例の全国展開)

医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において国内未承認の医薬品等の保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を開始できる仕組みを構築する特例の全国展開について、2021年度内に所要の措置を講じる。

3. 新たに措置された規制改革事項等

(農地を養殖池とする場合の一時転用期間の延長)

錦鯉など、農地を活用して行う養殖業について、協定で地域農業の振興に資すること等が確保されている場合等は、農地を養殖池に一時転用する場合の一時転用期間を従来の3年以内から 10 年以内に延長することについて、2021 年 3 月に全国措置をした。

(NPO法人の設立手続き迅速化の全国展開)

特定非営利活動法人の設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を大幅に短縮する特例について、2021 年 6 月に全国展開した。

(特定実験試験局制度の特例の全国展開)

本特例措置の全国展開として、本特例創設後に、実証実験における周波数利用に係る免許手続きを簡略化するため整備された全国制度ではカバーされていない周波数の今後の利用ニーズに全国的に対応するため、規制所管省庁において、一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制の整備として、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に実験試験局に係る総合的な事前相談窓口を 2021 年 7 月に設置した。

(外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例)

日本の美容製品の輸出促進や、インバウンドの需要に対応するため、一定の要件の下で、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、美容師として就労するための在留資格が最大5年間認められる特例について、2021 年 7 月に措置した。

(建物用途の需要変化に伴う用途規制緩和手続きの特例)

地区計画等の区域内において用途規制の緩和を行う条例を制定する際に必要な国土交通大臣の承認について、国家戦略特別区域計画の認定をもって承認があったものとみなす特例について、2021 年 8 月に措置した。

(中心市街地活性化基本計画の認定手続きの特例)

国家戦略特別区域計画の認定をもって中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなす特例について、2021年8月に措置した。

(工場新增設促進のための関連法令の規制緩和)

市町村の条例の制定により、国又は市町村の準則に代えて、周辺環境との調和を図りつつ、地域の判断で工場敷地の緑地面積率等の基準を緩和する特例について、2021年8月に措置した。

(航空法の高さ制限に係る特例の全国展開)

建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的に検討された地区計画と並行して迅速な承認に向けた手続きを取る特例について、2021年9月に全国展開した。

(日本語教育機関卒業後の就職活動期間延長の全国展開)

一定の要件の下、海外大学等を卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める特例について、2021年9月に全国展開した。

(高速 PLC を活用したインフラ点検の実証手続きの簡素化)

屋外において独立電源を利用し、配管内(地表・地中にあるものに限る。)又は水中のロボットと制御装置間の電力線で高速 PLC(広帯域電力線搬送通信)を活用する実証実験の電波法上の許可申請に当たり、混信発生時の迅速な対処等の措置が適切に講じられる場合、予備実験の不要化等、実験用設備の迅速な設置許可を行うことについて、2021年10月に全国措置した。

(外国人留学生の資格外活動許可申請の取扱いに係る明確化)

外国人留学生が、地方公共団体等の委託を受けて大規模国際大会にお

ける通訳業務等の公益性や緊急性が高いと認められる活動を行うとして資格外活動許可申請を行った場合、標準処理期間(2週間～2か月)にかかわらず、優先的に処理することについて、2021年12月に全国措置した。

(保安林の指定の解除手続き期間短縮の全国展開)

一定の要件を備えている場合に、保安林の指定の解除手続き期間を短縮できる特例について、2021年12月に全国展開した。

(空港アクセスの改善に向けたバス関連規制緩和の全国展開)

ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を短縮する(30日前→7日前)ことを可能とする特例について、2022年2月に全国展開した。